

C F P 体験講義テキスト

第2章

第2章

金融商品のセーフティネット

Contents

- Theme 1 預金保険制度 ★★★
- Theme 2 投資者保護基金 ★
- Theme 3 その他のセーフティネット ★

※第1章は第8回講義にて解説します。

Theme 1 預金保険制度 ★★★

1 目的

預金保険制度は、金融機関が破綻した場合に、預金者の保護を図ることによって信用秩序を維持することを目的としている。

2 預金保険制度の仕組み

預金保険制度は、預金保険法により定められており、政府、日銀、民間金融機関の出資により設立された**預金保険機構**が運営している。預金保険制度には国内の金融機関が強制加入しており、預金をするとその預金には自動的に保険がかかる。したがって、預金者は、特に手続きをとる必要はない。

預金保険料は、各金融機関が預金保険対象預金残高に応じて、毎年、預金保険機構に納付する。なお、全額保護の「**決済用預金**」と定額保護（元本1,000万円までとその利息の保護）の「**一般預金等**」とでは預金保護の範囲が異なることから保険料率に格差が設けられており、**決済用預金の方が高い保険料率**となっている。

3 預金者保護の方法

金融機関が破綻した場合の具体的な預金者保護の方法としては、保険金支払方式（ペイオフ方式）と資金援助方式がある。いずれの方式が選択されても、後述する**預金保護の範囲は変わらない**。

なお、**資金援助方式を優先し**、保険金支払方式の発動はできるだけ回避すべきとされている。

(1) 保険金支払＋預金等債権の買取り方式（ペイオフ方式）

預金者への保険金の支払い及び預金等債権の買取りを行う。破綻金融機関が持っていた機能（預金等の受入れ・払出し・貸付・決済サービス等）は消滅する。

(2) 資金援助方式

破綻金融機関の受皿となる救済金融機関に、付保預金（預金保険で保護される預金）等を引き継ぐ方式。救済金融機関に資金援助を行う。破綻金融機関が持っていた機能は継続される。

「ペイオフ方式」による保険金等の支払いについて

1. 保険金の支払いの範囲

預金保険制度の対象となる預金等については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円とその利息までは、預金者に支払う。また、元本1,000万円を超える部分とその利息、預金保険制度の対象となっていない預金等については、破綻した金融機関の清算による配当に応じて支払われる。

なお、保険金の支払い等にかかりの日数がかかると見込まれるようなときには預金者の当座の生活資金に充てるための仮払金が支払われる。この仮払金は、預金者の普通預金（元本のみ）について、1口座につき60万円が限度とされ、後に保険金が支払われるときには、その預金者の保険金額等から仮払金として支払われた金額が控除される。

2. 預金等債権の買取り

預金等債権の買取りを行う場合には、預金保険機構は預金者からの請求に基づいて行う。預金者1人当たり元本1,000万円を超える部分及び預金保険の対象となっていない預金等並びにこれらのその利息については、破綻した金融機関の清算による配当に応じて支払われることになるが、通常、配当までには時間がかかることから、その部分をあらかじめ、預金保険機構が概算払率（破産手続きにより弁済可能と見込まれる額を考慮して決定した率）で預金者から買い取ることにより支払う。これを「概算払い制度」という。

概算払額＝元本1,000万円超部分及び対象外預金並びにその利息×概算払率
（破産手続等により回収した額が概算払額を上回る場合）

精算払額＝預金保険機構の回収額－概算払額－回収等に要した額

預金者が保険金を受け取るには、預金者自身が保険金の支払期間内に、預金保険機構に対して保険金の支払いを請求する必要がある。

4 預金保険制度の対象となる金融機関

日本国内に本店のある、以下の対象金融機関は、すべて預金保険制度への加入が義務付けられている。なお、それらの海外支店、外国銀行の日本支店は預金保険制度の加入対象外である。

対象金融機関	対象とならない金融機関
・ 銀行※ (日本国内に本店のあるもの) ・ 信用金庫 ・ 信用組合 ・ 労働金庫 ・ 信金中央金庫 ・ 全国信用協同組合連合会 ・ 労働金庫連合会	・ 左記金融機関の海外支店 ・ 外国銀行の日本支店 ・ 政府系金融機関 ・ 保険会社 ・ 証券会社 ・ 農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等

※ 銀行には、ゆうちょ銀行も含まれる

※ 日本国内に本店のある金融機関であれば、外国金融機関の子会社（外国金融機関の本邦法人）であっても、対象となる。

5 預金保険制度の対象となる預金等（付保預金）

対象商品（付保預金）	対象外商品
・ 預金（右記の預金を除く） 当座預金／普通預金／通知預金 納税準備預金／貯蓄預金 定期預金／別段預金 ・ 定期積金 ・ 掛金 ・ 元本補てん契約のある金銭信託 (ビッグ等の貸付信託を含む) ・ 金融債 (ワイド等の保護預かり専用商品に限る) ・ 上記を用いた積立・財形貯蓄商品・ 確定拠出年金の運用に係る預金等	・ 外貨預金 ・ 譲渡性預金 ・ 無記名預金 ・ 他人名義預金 (架空名義預金を含む) ・ 元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット、スーパーヒットなど) ・ 抵当証券 ・ 金融債（左記以外のもの） ・ 投資信託 など

6 預金等の保護の範囲

- ・ 決済用預金にあたる預金が全額保護される。
- ・ 決済用預金以外は、1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。それを超える部分（および外貨預金とその利息等）については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる。

《決済用預金》

安全確実な決済手段として全額保護される預金のこと、次の3条件を満たしたものをいう。当座預金、無利息の普通預金、別段預金の一部が該当する。

1. 無利息
2. 要求払い（預金者の要求に従い、いつでも払戻しができること）
3. 決済サービスを提供できること（引き落とし等ができる口座であること）

※ 決済債務（金融機関が行う資金決済に係る取引に関し金融機関が負担する債務）は、全額保護される。例えば、金融機関が破綻前に顧客から振込みの依頼を受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務などが該当する。

(1) 金融機関が合併等をした場合の特例措置

金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合により預金保険制度により保護される預金等の範囲は、その後1年間に限り、全額保護される預金を除き、預金者1人当たり「元本1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」（例えば、2行合併の場合は、1,000万円×2＝2,000万円）と破綻日までの利息等となる。なお、この措置は当分の間の特例措置とされている。

(2) 名寄せ

預金保険法では、金融機関に対して、平時より「名寄せ」に必要な預金者データを整備（およびシステムの対応）し、破綻の際には預金者データを遅滞なく預金保険機構に提出することを義務付けている。名義借りの預金等は、保護の対象外となる。

金融機関の破綻時には、預金保険機構は金融機関から預金者データを受け取り、預金保険機構が保有するシステムにより名寄せを行う。名寄せは、同一人物かどうかを実質的に判断する。

《名寄せに関する具体的な取扱い》

個人、法人、権利能力なき社団・財団は、個々に「1預金者」として扱われるが、それ以外の団体（任意団体）は1預金者として扱えないため、各構成員の預金等として分割され、各個人の預金等として名寄せされる。

同一の預金者が異なる支店に口座を有するなど、破綻した金融機関に複数の預金口座を有している場合には、それらを合算する。

家族名義の預金	名義が異なれば別の預金者として扱われるが、家族の名義を借りたに過ぎないものは 他人名義預金 として 預金保険の対象外 となる。
会社や法人格を持つ団体の代表者・役員等として名義人となっている預金	当該会社・団体の預金として、個人名義の預金とは別の預金者として扱われる。
個人事業主の事業用の預金	個人事業用の預金と事業主の個人名義の預金等は1預金者の預金等として名寄せされる。
地方公共団体の預金	地方公共団体とそれに属する機関（警察、消防、学校等）も含めて1預金者として名寄せされる。
マンション管理組合の預金	規約等の確認によって法人と同視できる場合は、その団体が1預金者として認められ、それ以外の場合は団体を構成する個人の共有預金とされて、各人の他の預金等と名寄せされる。

《付保預金額の算定》

1預金者の預金等を合算した結果、保険対象預金等のうち、全額保護される預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合、預金保険法で定められた次の優先順位で元本1,000万円を特定する。

- ① 担保権の目的となっていないもの
- ② **満期の早いもの**（満期がないものが最優先）
- ③ 満期が同じ預金等が複数ある場合は、**金利の低いもの**
- ④ 金利が同じ預金等が複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの
- ⑤ 担保権の目的となっているものが複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの

なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、付保預金を特定するための優先関係については、加入者個人の預金等が優先される。

(例) Aさん(個人)は、破綻したB銀行に下記の金融商品を保有していた。預金保険制度で保護される範囲はどうか。利息は考慮しない。AさんはB銀行からの借入れはない。

当座預金	: 500万円
決済用普通預金	: 1,800万円(金利0%)
普通預金	: 200万円(金利0.04%)
スーパー定期預金	: 300万円(平成××年5月満期、金利0.25%)
大口定期預金	: 1,000万円(平成××年2月満期、金利0.45%)
外貨預金(米ドル)	: 1万米ドル(金利1.00%)

当座預金500万円と決済用預金1,800万円は全額保護。満期のない普通預金200万円と、満期の早い大口定期預金1,000万円のうち800万円が保護。

7 相 殺

預金者が破綻金融機関に対して借入金等を有しているときは、民法および預金規定・借入約定等に基づいて、預金者から「相殺」の意思表示を行うことで、**預金等とこれらの債務の相殺が可能である。**

なお、住宅ローンで相殺の対象となるのは、破綻金融機関自らが貸し出している住宅ローンのみである。また、金融機関等の預金等の支払いの停止を知った後に約定した債務や預金の相殺はできない。

相殺は、資金援助方式および保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。ただし、預金者が預金保険機構に保険金支払いの請求を行った後等は、該当する預金との相殺はできなくなるため、その前に手続きを行う必要がある。

Theme 2 投資者保護基金 ★

1 目的

投資者保護基金は、証券会社の破綻等の際に、一般顧客に対する支払いその他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的としている。

2 対象証券会社

国内で証券業を営む証券会社（外国証券会社はその在日支店）はすべて、投資者保護基金へ加入することが金融商品取引法で義務づけられている。

3 証券会社が破綻した場合

証券会社は、金融商品取引法により、顧客から預託を受けた有価証券、金銭などを自己の固有財産と分別して保管すること（「分別管理」）が義務付けられているため、万が一証券会社が破綻したとしても、投資者の資産は確実に返還される。しかし、万が一の事故などにより、顧客資産の完全な返還ができない場合、または返還に著しく日数を要する場合は、投資者保護基金が対応する。

保護基金は、破綻証券会社の顧客資産を確認し、証券会社の財産の状況および分別保管の状況に照らして、顧客資産の円滑な返還が困難であるかどうかの認定を行う。問題がなければ破綻証券会社から顧客へその資産が順次返還されるが、破綻証券会社は、返還を円滑に進めるため、金融庁長官の認定、保護基金の決定を経て、保護基金から資金を借り入れることができる（「返還資金融資」）。

一方、顧客資産の円滑な返還が困難であると認められた場合は、保護基金が補償対象債権について補償を行う。

4 投資者保護基金による補償

(1) 補償の対象となる顧客

一般顧客が対象となり、適格機関投資家※、国・地方公共団体、日本銀行、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構などは対象外である。

※ 適格機関投資家とは、証券会社、銀行、保険会社など、有価証券投資に係る専門的知識および経験を有する者として、金融商品取引法に規定する内閣府令で定められた投資家のこと。

(2) 補償対象債権と保護の範囲

一般顧客が証券会社に預けた預かり資産（預り金、有価証券、保証金、信用取引に係る証拠金及び代用有価証券）のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるものが補償対象債権となる。

補償支払い額は、補償対象債権の額から、①補償対象債権のうち担保権の目的として提供しているものと、②破綻証券会社に対して投資者が負った債務（借入れなど）を控除した金額となり、1顧客あたり1,000万円を限度として、一般顧客の請求に基づき、所定の手続きを経て支払われる。

補償対象が有価証券である場合には、原則として補償を行う旨の公告がなされた日の最終価格（終値）を基準とした評価額（時価）が金銭で支払われることになる。

Theme 3 その他のセーフティネット ★

1 農水産業協同組合貯金保険制度

農林中央金庫、農協、漁協、水産加工業協同組合は、農水産業協同組合貯金保険制度に加入している。預金保険制度と同様の保護の内容となっている。

2 郵便貯金・簡易保険

(1) 民営化前（平成19年9月30日まで）

郵便貯金は、郵便貯金法第3条により国が元本とその利息の支払いを保証している（政府保証）。預金保険制度、貯金保険制度には加入していない。簡易保険も生命保険契約者保護機構には加入していない。

(2) 民営化後（平成19年10月1日から）

持株会社（日本郵政㈱）と、4つの事業会社（郵便局㈱・郵便事業㈱・㈱ゆうちょ銀行・㈱かんぽ生命保険）に民営・分社化された。また、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」は、定期性の郵便貯金と簡易生命保険を公社から承継し、適正かつ確実に管理を行う（下表の■の部分で、政府保証が継続される）。

《民営化後の貯金の支払保証》

民営化当初の預入限度額は、民営化前に預け入れられた郵便貯金、民営化後に預け入れられた貯金を合わせて1人1,000万円である。

	平成19年9月30日までに 預け入れた郵便貯金	平成19年10月1日以降 預け入れた郵便貯金
通常貯金、郵便振替等※1	預金保険制度による保護 に移行（政府保証なし）	預金保険制度による 保護（政府保証なし）
定期性の郵便貯金※2	■ 政府保証を継続	

（※1）民営化後の郵便振替口座の預り金は決済用預金に該当し、預金保険制度により全額保護される。

（※2）定額貯金、定期貯金、積立貯金、住宅積立貯金、教育積立貯金

《民営化後の保険契約の支払保証》

平成19年9月30日までに 加入した保険契約	平成19年10月1日以降 加入した保険契約
■ 政府保証を継続	生命保険契約者保護機構による補償（政府保証なし）

確認問題

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 預金保険制度は日本銀行によって運営されている。
- () (2) 金融機関が破綻した場合の預金保護の仕組みには、保険金支払い方式（ペイオフ方式）と資金援助方式があるが、保険金支払い方式（ペイオフ方式）が優先して選択される。
- () (3) 預金保険制度により金融機関破綻時に全額保護される決済用預金とは「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できる」の条件を満たす預金である。
- () (4) 保険金支払方式による保護により預金者が保険金を受け取る場合、預金者自身が預金保険機構に対して保険金の支払いを請求する必要はない。
- () (5) 外国銀行の日本支店は預金保険制度の加入対象外であるが、外国金融機関の子会社（外国金融機関の本邦法人）であっても、日本国内に本店のある銀行であれば、預金保険制度の対象となる。

確認問題（解答）

- (1) × 預金保険制度は、政府、日本銀行、民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されている。
- (2) × 資金援助方式が優先して選択される。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) × 預金者自身が、保険金の支払期間内に、預金保険機構に対して保険金の支払いを請求する必要がある。
- (5) ○ 正しい記述である。

第3章

関連法規

Contents

- Theme 1 金融商品販売法 ★
- Theme 2 消費者契約法 ★
- Theme 3 犯罪収益移転防止法 ★★★
- Theme 4 預貯金者保護法
- Theme 5 金融商品取引法 ★★★
- Theme 6 個人情報保護法 ★
- Theme 7 国外財産調書制度 ★★

Theme 1 金融商品販売法 ★

1 金融商品販売法とは

販売上のトラブルを防止するため、個人投資家保護を目的として平成13年4月に制定された。金融商品販売業者には、商品販売時に商品のリスク等の説明（重要事項の説明義務）及び販売に関わる社内規定の整備や公表が義務付けられている。

2 保護される顧客

個人および事業者（特定投資家を除く）。

3 金融商品販売法の対象金融商品

ほとんどの金融商品が金融商品販売法の対象商品となり、今後新商品が登場した場合には、その都度政令で定める。

対象金融商品	預貯金、金銭信託、投資信託、有価証券、保険、抵当証券、商品ファンド、金融派生商品（デリバティブ取引）、海外商品先物取引、集団投資スキーム持分など ※ 外国為替証拠金取引も対象に含む。 ※ 郵政民営化前は、郵便貯金と簡易保険は対象外であるが、民営化後は、他の銀行・生命保険会社と同様の扱いとなる。
対象とならない金融商品	国内商品先物取引 ※ ゴルフ会員権、レジャー会員権などは金融商品ではないため対象外である。

4 重要事項の説明義務

金融商品販売業者は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、リスク等の重要事項の説明を行わなければならない。

(1) 重要事項とは

金融商品販売法における重要事項とは次の事項等である。

① 信用リスク

金融商品販売業者の業務や、財産の信用状況の変化によっては元本割れのおそれがあることの説明。また、一部の金融商品に関して当初元本を上回る損失が生ずるおそれの説明。

※ 信用リスクの程度については、顧客が判断すべき自己責任の範囲となっており、説明義務はない。

② 価格変動リスク

金利・為替・株式相場など市場変動によって元本割れが生じるおそれがある商品の場合は、元本割れがあることと「その直接の原因となる指標」の説明

※ 間接的な原因について、説明義務はない。

③ 権利行使期間の制限または解約期間の制限

権利行使期間や解約できない期間がある場合には、その旨の説明

(2) 説明義務

公社債や投資信託などの募集を行う場合、単に目論見書を手渡すだけでは説明義務を果たしたことはない。「顧客の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的」に照らして、顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならない。

(3) 重要事項の説明をする必要がない場合

例外的に、次の場合には重要事項を説明する必要はない旨が定められている。

- ・ 顧客が、金融商品取引法上の特定投資家の場合
- ・ 顧客が重要事項等についての説明が不要である旨の意思を表明した場合
- ・ 同一顧客に対して、複数の金融機関が同一の金融商品を販売するときに、いずれかの金融機関が重要事項の説明を行っていた場合

(4) 断定的判断の提供の禁止

顧客に対し、金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為は禁止される。

5 損害賠償責任

金融商品販売業者が重要事項の説明義務を怠ったこと、または、断定的判断の提供により、顧客が損害を被った場合には、顧客は損害賠償を請求できる。その場合、元本欠損額が損害額として推定される。

6 勧誘方針の策定と公表

金融商品販売業者は、金融商品の販売等に係る勧誘を適正に行わなければならない。
また、あらかじめ次の事項について当該勧誘に関する方針を定めて、速やかに、これを公表しなければならない。

- ・顧客の投資知識や経験および財産状況に配慮する。
- ・勧誘方法や勧誘の時間帯などに配慮する。
- ・勧誘の適正化に配慮する。

7 立証責任

立証責任は顧客にある。しかし、顧客は金融商品販売業者が重要事項の説明義務を怠ったことだけを立証すれば損害賠償請求できる。すなわち、顧客の立証責任を金融商品販売業者に転嫁しており、顧客の立証責任の軽減が図られている。

Theme 2 消費者契約法 ★

1 消費者契約法とは

消費者と事業者との間で結ぶ全ての契約（労働契約を除く）を対象として「消費者契約法」が平成13年4月から施行された。この法律では、消費者と事業者間の契約上のトラブルに関して、消費者の利益の保護を図ることを目的として、契約の取消し、または不当条項の無効が定められている。

※ 金融商品販売法と消費者契約法はいずれも平成13年4月1日施行。個人の金融商品の契約に関する問題解決においては、金融商品販売法と消費者契約法の両法を併用して対処することも可能である。

2 保護される顧客

個人（事業の契約者を除く）。

3 消費者契約の申込み等の取消し

事業者が行った行為で消費者が誤認または困惑して消費者契約を申し込んだ場合、消費者はその契約の申込みを取り消すことができる。なお、取消権には時効があり、誤認に気付いたときから6ヵ月または契約締結時から5年で消滅する。

- | | |
|---------|--|
| 《 誤 認 》 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不実告知 ・ 断定的な判断の提供 ・ 消費者の不利益となる事実の故意による不告知 |
| 《 困 惑 》 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不退去 ・ 監禁 |

4 消費者契約における不当条項の無効

消費者契約法では、通常、消費者と事業者との間に情報量および交渉力の格差があることを踏まえて、消費者にとって一方的に不利な条項（不当条項）がある場合には、その条項を無効としている。

- | | |
|--------|---|
| 《不当条項》 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の損害賠償責任を免除する条項 ・ 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項 ・ 消費者の利益を一方的に害する条項 |
|--------|---|

5 立証責任

民法の原則どおり原告（消費者）に立証責任がある。

《まとめ》消費者契約法と金融商品販売法の比較

項 目	消費者契約法	金融商品販売法
適 法 範 囲	消費者と事業者の間で交わされる契約全般	金融商品販売に関わる契約
保護の対象	個人 (事業の契約者を除く)	個人および事業者 (特定投資家を除く)
法律が適用される場合	・ 重要な事項に関して誤認させた場合 ・ 困惑させる行為、不退去、監禁	・ 重要事項の説明義務に違反した場合 ・ 断定的判断の提供を行った場合
法律の効果	契約の取消し	損害賠償
立 証 責 任	民法の原則どおり、原告に立証責任がある。	・ 重要事項の説明がなかったことは原告が証明しなければならない。 ・ 「説明がなかったためまたは断定的判断が行われたために損害が発生したこと」「元本欠損額が損害額であること」は推定される。
併 用	個人の場合、両法を併用して対処することが可能	

Theme 3 犯罪収益移転防止法 ★★★

1 犯罪収益移転防止法とは

平成15年1月6日に本人確認法（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」）が施行され、金融機関等に対して、顧客の本人特定事項を確認すること、確認記録と取引記録の作成と保存が義務付けられた。その後、改正を重ね、平成20年3月に犯罪収益移転防止法（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）が施行されたことに伴い、本人確認法は廃止された（内容は引き継がれている）。この法律は、対象事業者の顧客管理体制の整備を促進することで、対象事業者がテロ資金供与やマネー・ローンダリング（資金洗浄）等に利用されることの防止を目的としている。

2 対象となる事業者（特定事業者）

犯罪収益移転防止法では、金融機関等に加え、一定の非金融業者にも取引時確認等を義務付けた。対象となる事業者（特定事業者）と取引は以下のとおり。

特定事業者	特定取引
① 金融機関等	従来どおり
② ファイナンスリース事業者	1回の賃貸料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結
③ クレジットカード事業者	クレジットカード交付契約の締結
④ 宅地建物取引業者	宅地建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介
⑤ 宝石・貴金属等取扱事業者	代金の支払が現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
⑥ 郵便物受取サービス事業者 (いわゆる私設私書箱)	役務提供契約の締結
⑦ 電話受付代行業者 (いわゆる電話秘書)	役務提供契約の締結
⑧ 電話転送サービス事業者 (平成23年改正により追加)	役務提供契約の締結
⑨ 士業者 (司法書士、行政書士、 公認会計士、税理士など) ※ 弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定める	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・ 宅地または建物の売買に関する行為または手続き ・ 会社等の設立または合併等に関する行為または手続き ・ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理または処分

上記のうち、⑨士業者以外には、「疑わしい取引の届出」も義務付けられている。

3 取引時確認義務等

特定事業者が顧客と特定取引を行う場合、顧客について公的証明書により以下の取引時確認を行うことが義務付けられている。

(1) 取引時確認の方法

		個人（自然人）	法 人
対 象 者		本人（代理人がいる場合は本人と代理人の両方）	法人と取引担当者の両方※
確認事項	通常の取引	・ 本人特定事項（氏名・住居・生年月日） ・ 取引を行う目的 ・ 職業	・ 本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地） ・ 取引を行う目的 ・ 事業の内容 ・ 実質的支配者
	ハイリスク取引	通常の取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産および収入の状況」の確認が必要。また、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」および「実質的支配者」については、通常の取引を行う場合よりも厳格な方法により確認を行うこととされている。	

※ 国・地方公共団体・国際機関・上場会社については、取引担当者のみについて本人特定事項の確認を行う。

個 人	店頭の場合	① 窓口で以下の公的証明書の原本の提示を受ける方法 運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート、外国人登録証明書、取引に利用する印鑑の印鑑登録証明書など ② 窓口で以下の公的証明書の原本の提示を受けるとともに、顧客の住居に取引関連書類を書留郵便等で返送する方法 住民票の写し、戸籍の謄本・抄本、外国人登録原票の写し、取引に利用する印鑑以外の印鑑登録証明書など
	郵送、電話、インターネット等の場合	事業者は、公的証明書（上記①②のいずれも可）の原本またはコピーの送付（FAXも可）を受けるとともに、顧客の住居に取引関連書類を書留郵便等で返送することが必要
法 人	登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示または送付を受けることにより行う	

＜平成23年改正事項（平成25年4月1日施行）＞

取引時の確認事項の追加・特定事業者の追加のほか、以下の改正が施行された。

・ハイリスク取引の種類の追加

マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引（ハイリスク取引）の種類を定め、厳格な方法による確認の対象とされた。

・取引時確認等を的確に行うための措置の追加

事業者は、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育等の必要な体制の整備に努めなければならないこととされた。

・罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則が強化された。

※ ハイリスク取引

次のいずれかに該当する取引をいう。

- ・なりすましの疑いがある取引または本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引。
- ・マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引等。

(2) 取引時確認が必要となる場面（金融機関等）

- ① 取引関係の開始時（預金口座の開設、信託取引の開始、有価証券の売買、保険契約の締結等）
- ② 大口現金取引等を行う際（現金等による200万円を超える取引）
 - ※ トラベラーズチェックによる預金の引出しは現金取引と同様に扱う。
 - ※ 既存の口座に入金済みの預金を他行に送金したり、他行から送金を受けたりする場合は取引時確認が必要ない。
- ③ 10万円を超える現金の振込み等を行う際
 - ※ 税金の納付等については、取引時確認の必要はない。

現金で10万円超の振込	A T M	できない
	窓口	できる ※ 本人確認書類を提示のうえ、振り込む。
預貯金口座を通じて10万円超の振込	A T M	できる
	窓口	※ 口座開設時に取引時確認手続きが済んでない場合には、本人確認書類の提示がないと振り込みできないことがある。

- ④ 本人特定事項の真偽に疑い（本人特定事項の虚偽告知・名義人へのなりすまし等の疑い）がある顧客との取引を行うとき

(3) 取引時確認済みの確認

一度取引時確認を行っている顧客は、次回以降の取引の際に、下記の方法で取引時確認済みの顧客であることを確認できれば、再度の確認は必要ない。

- ① 顧客と面識（確認記録に記録されている顧客であることが明らかであることを確認）
- ② 顧客が本人であることを示すもの（通帳等）の提示や送付
- ③ 顧客しか知り得ない事項、同一顧客であることを示す事項（口座番号、パスワード等）の申告

ただし、顧客の本人特定事項の真偽に疑いがある場合には、再度の取引時確認が必要である。

(4) 虚偽告知の禁止

顧客が本人特定事項を隠蔽する目的をもって本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用される。

(5) 免責規定

顧客が取引時確認に応じない場合、取引時確認に応じるまでの間、事業者は取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けている。

(6) 疑わしい取引の届出制度

テロ資金供与またはマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引は、「疑わしい取引」として届出の対象となっている。したがって、取引時確認を行わなくてもよい取引であっても、当該疑いのある取引については、届出が必要である。

4 確認記録の作成義務等

事業者は顧客の取引時確認を行った場合には、直ちに取引時確認記録を作成しなければならない。この場合には書面・電磁的記録・マイクロフィルムなどの方法で作成することができる。

確認記録は、口座の閉鎖日等から7年間保存しなければならない。

5 取引記録の作成義務等

顧客との間で特定取引を行った場合には、直ちに取引記録を作成しなければならない。しかし、資金の移動を伴わない取引や、1万円以下の資金移動の取引については作成しなくともよい。

取引記録は、取引が行われた日から7年間保存しなければならない。

Theme 4 預貯金者保護法

1 預貯金者保護法とは

預貯金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）は、偽造カードや盗難カードによる被害が多数発生していることを背景に、平成18年2月に施行された。

預貯金を取り扱うほぼすべての金融機関の預貯金が対象となり、これらの金融機関と預貯金等契約を締結する**個人が保護の対象となる（法人は対象外）**。

2 補償の内容

現金自動預払機（ＡＴＭ）を使用した偽造カードや盗難カードによる不正な引出しまたは借入れ（預貯金以外のものを担保とする借入れを除く）による被害について、**預貯金者に過失がない場合には金融機関が全額補償する**。ただし、預貯金者に過失がある場合には補償割合が変わったり、補償されないこともある。

※ 預貯金者の過失についての立証責任は金融機関にある。

※ 盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意かつ過失がないときに、預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人などによって払戻しが行われた場合には、金融機関は補償しなくてよい。

	偽造カード	盗難カード ^{注1}
重過失 ^{注2} の場合	補償されない	補償されない
その他の過失の場合	100%補償	75%補償
過失がない場合	100%補償	100%補償

（注1）金融機関への通知と捜査機関への届出が必要とされる。また、補償対象となるのは、被害にあった日から**30日以内に金融機関に通知した場合**である。

（注2）「他人に暗証番号を知らせた」「暗証番号をカード上に書いた」「カードを安易に第三者に渡した」などの注意義務違反に限定されている。

《全国銀行協会の自主ルール》（平成20年2月の全国銀行協会の申合わせ）

預貯金者保護法では、盗難通帳やインターネット・バンキングの悪用による不正な引出しは補償されないが、自主ルールとして、預貯金者に過失がない場合に金融機関が全額補償する。預貯金者に過失がある場合は、盗難通帳については盗難カードによる被害の補償に準じ、インターネット・バンキングについては、個別対応としている。

Theme 5 金融商品取引法 ★★★

1 証券取引法から金融商品取引法（金商法）へ

証券取引法を改組した「金融商品取引法」が、平成19年9月に完全施行され、個別の法律で規制されていた商品や業務が、横断的・包括的に規制されることになった。

その結果、「金融先物取引法」「投資顧問業法」「外国証券業者に関する法律」「抵当証券業の規制等に関する法律」の4法律を廃止して金融商品取引法に統合され、全89法律を改正して一部が金融商品取引法に統合された。

なお、金融商品取引法の規制対象となる業者の法律上の名称は「金融商品取引業者」とし、取引所の法律上の名称は「金融商品取引所」とした。

2 金融商品取引業者の4区分

金融商品取引業者とは、内閣総理大臣の登録を受けて金融商品取引業を営む者とされ、その内容によって規制に差異を設けるために、4種類に区分されている。

従 来		金融商品取引法上の区分
証券業、金融先物取引業等		第一種金融商品取引業
商品投資販売業、信託受益権販売業等		第二種金融商品取引業
投資顧問業等		投資助言・代理業
投資一任契約に係る業務、投資法人資産運用業、投資信託委託業		投資運用業

たとえば、有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘業務を行う証券会社は「第一種金融商品取引業者」、投資顧問業者は「投資助言・代理業を行う金融商品取引業者」、投資信託委託会社は「投資運用業を行う金融商品取引業者」となる。

3 業者が遵守すべき行為規制（販売・勧誘ルール）

金融商品取引法では、業者が有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘を行う際の行為規制を整備した。投資性の強い預金・保険（「銀行法」「保険法」で規制）、投資性の強い信託（「信託業法」で規制）、商品先物取引（「商品取引所法」で規制）などの販売・勧誘業務は、金融商品取引法の直接の規制対象とはならないが、基本的に金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されるよう規定が整備された。

① 広告規制

広告その他これに類似する行為をする場合には、金融商品取引業者である旨と登録番号を記載し、リスク情報については、広告で使用される最も大きな文字・数字と著しくは異ならない大きさを記載しなければならない（文字ポイントの指定はない）。また、利益の見込みについて、著しく事実と相違する表示や著しく人を誤認させる表示をしてはならない。

② 契約締結前の書面交付義務（取引説明書）

契約締結前交付書面（取引説明書）には、契約の概要、手数料やリスク等を記載しなければならない。特に重要な事項については、12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて明瞭・正確に記載しなければならない。

※ 金融商品取引業者が顧客と金融商品取引契約を締結する際には、あらかじめ顧客に対して契約締結前交付書面を交付した上で、内容の説明を行わなければならない。

※ 贈与や相続による有価証券取得の場合などは、原則として交付義務はない。

③ 契約締結時の書面交付義務（取引報告書）

取引が成立したときには、遅滞なく契約締結時交付書面（取引報告書）を顧客に交付しなければならない。

④ 断定的判断の提供の禁止

将来の価格など確実でない事項について確実であると誤解させる判断を提供することは、禁止されている。

⑤ 不招請勧誘の禁止（個人向けの店頭デリバティブ取引全般に適用）

金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問し、または電話をかけて、締結の勧誘をすることは禁止されている。

⑥ 顧客の勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止（金融先物取引全般に適用）

顧客が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することは禁止されている。

⑦ 損失補てんの禁止

損失保証、利回り保証、損失補てんの実行は禁止されている。

⑧ 適合性の原則

顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的に照らして、不適當な勧誘を行い投資者保護に欠けることがあってはならない。

＜平成25年改正事項の主なもの＞

(1) インサイダー取引規制の強化

- ① 未公表の重要事実を知っている会社関係者（上場会社や主幹事証券会社の役職員など）が、他人に対し、「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、情報伝達・取引推奨を行うことを禁止。

→当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰（5年以下の懲役または500万円以下の罰金、法人重課5億円）・課徴金の対象とする

- ② 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が経過した場合についてインサイダー取引規制を適用除外。

(2) 銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し

企業再生や地域経済再活性化に資する効果が見込まれる場合に限り、規制を緩和。

(3) 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化

- ① 自己投資口の取得、投資主への割当増資（ライツ・オファリング）の導入等資金調達・資本政策手段を多様化

- ② インサイダー取引規制の導入

→上場投資法人の投資口をインサイダー取引規制の対象とする

- ③ 投資法人が海外不動産を直接取得することに加え、新たに特別目的会社を通じた間接取得を容認

- ④ 投資家への情報提供の充実等

→各投資家に必ず交付される「交付運用報告書」と、詳しく内容を知りたい投資家からの求めに応じて交付される「運用報告書(本体)」との2段階化

4 規制対象となる商品の拡大

(1) 規制対象となる「有価証券」の範囲の拡大（みなし有価証券）

信託受益権全般を有価証券、集団投資スキーム持分を包括的に有価証券と位置づける。集団投資スキーム持分とは、「他者から金銭などの出資・拠出を受け、その財産を用いて事業・投資を行い、当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する仕組みに関する権利」のことである。たとえば、出資・拠出を受けた金銭などを用いて商品投資を行う「商品ファンド」、不動産信託受益権などへの投資を行う「不動産ファンド」、各種の事業を行う事業型ファンドなどが幅広く該当する。ただし、出資者の全員が事業に関与しているものなどは除かれる。

(2) 規制対象となる「デリバティブ取引」の範囲の拡大

有価証券に関するデリバティブ取引だけでなく、通貨・金利スワップや天候デリバティブ取引などもデリバティブ取引として規制対象となる。

5 特定投資家と一般投資家

金融商品取引法では、投資家を、知識・経験・財産等の属性により、特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）に区分し、この区分に応じて業者の行為規制の適用に差異を設けることとした。

特定投資家	① 適格機関投資家など	一般投資家への移行不可
	② 上場企業など	一般投資家への移行可能
一般投資家	③ 特定投資家以外の法人 一定の要件に該当する個人	特定投資家への移行可能
	④ ③を除く個人	特定投資家への移行不可

顧客が特定投資家である場合には、以下（抜粋）のように、情報格差の是正を目的とする行為規制は適用除外とされる。

- ・ 広告規制
- ・ 契約締結前の書面交付義務
- ・ 契約締結時の書面交付義務
- ・ 不招請勧誘の禁止
- ・ 顧客の勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止
- ・ 適合性の原則の遵守 など

6 「投資運用業」「投資助言・代理業」

投資顧問業の金融商品取引法上の呼称は「投資運用業」「投資助言・代理業」であり、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。

(1) 投資運用業

① 投資一任業務

投資一任契約に基づき、投資者から投資判断や投資に必要な権限を委任され投資を行う。

② ファンドの自己運用業務

投資者等からの出資等を受け、不動産等を原資産とする金融商品への投資を行うファンドや組合等のファンドの運用を行う。

(2) 投資助言・代理業

① 投資助言業務

顧客との間で締結した投資顧問（助言）契約に基づいて、有価証券など金融商品への投資判断について、顧客に助言を行う。投資判断は顧客自身が行う。

※ 投資助言の対象は、有価証券、有価証券関連デリバティブ取引だけでなく、有価証券関連以外のデリバティブ取引にも拡大されている。

② 代理・媒介業務

投資運用業者または投資助言業者と顧客との投資一任契約または投資顧問（助言）契約の締結の代理・媒介を行う。

(3) ラップ口座

ラップ口座とは、証券会社等が顧客と投資一任契約を締結し、資産運用にかかわるサービスを包括（＝wrap）して提供する口座のことである。ラップ口座においては運用資産残高に応じた手数料がかかるが、個々の取引ごとに手数料が徴収されることはない。ラップ口座にはミューチュアルファンド・ラップ、コンサルティング・ラップの2種類がある。

ミューチュアルファンド・ラップ (投資信託型のラップ口座)	証券会社等が投資信託を選定しサービスを提供する
コンサルティング・ラップ (投資顧問型のラップ口座)	投資運用業者等が投資対象となる商品を選定・運用しサービスを提供する

7 金融商品仲介業（証券仲介業）

金融商品仲介業とは、証券会社等（証券会社または登録金融機関）の委託を受けて、その証券会社等のために、①有価証券の売買等の媒介、②有価証券の募集もしくは売出しの取扱い等を行うもので、平成16年4月に創設された。内閣総理大臣の登録を受ければ、個人・法人を問わず、金融商品仲介業を営むことが可能である。銀行等に対しては、一定の弊害防止措置とともに、平成16年12月に参入が解禁された。弊害防止措置には、銀行による貸出を条件とする証券取引の勧誘等の抱き合わせ取引の禁止などがある。なお、金融商品仲介業者は、複数の証券会社の委託を受けることもできる。

8 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

日本証券業協会では、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」や「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」などに係る取得の勧誘等について、自主規制を設けている。以下は主な内容である。

- ・当該金融商品に係る取得の勧誘の要請をしていない特定投資家を除く個人の顧客に対して取得の勧誘を行う場合には、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した顧客でなければ当該金融商品に係る取得の勧誘を行ってはならない。
- ・特定投資家を除く顧客と当該金融商品の取得に係る契約を締結しようとするときは、原則として、あらかじめ当該顧客に対して注意喚起文書を交付し、当該金融商品の重要な事項等を説明しなければならない。
- ・当該金融商品の取得に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が当該金融商品に係る重要な事項等を理解し、自身の判断と責任において取得に係る契約の締結をする旨の確認を得るため、確認書を徴求しなければならない。

9 金融ADR制度（Alternative Dispute Resolution） 頻出！

金融ADR制度は、金融商品取引業者等とその顧客とのトラブルを、当事者以外の第三者（金融ADR機関）を加えて、裁判以外の方法で解決を図る制度のことで、中立・公正、短時間、低コストで、トラブルの解決を図ることができる。以下のような特徴がある。

- (1) 金融ADR機関（指定紛争解決機関）は、金融商品取引業者等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続きを開始した場合、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができ、当該金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

- (2) 金融ADR機関（指定紛争解決機関）の紛争解決委員が、紛争解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示した場合、原則として、金融商品取引業者等は、特別調停案を受諾しなければならない。
- (3) 金融商品取引業者等は、指定ADR機関がある場合、手続実施基本契約を締結した指定ADR機関の商号または名称を公表しなければならない「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者等の場合は、証券・金融あっせん相談センター（ADR FINMAC）である。」。指定ADR機関がなく、外部機関を利用する場合には、外部機関の名称などの情報を顧客へ周知・公表することが望ましいとされている。
- (4) 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面に、金融ADR制度に関する事項を記載するとともに、契約締結前交付書面を顧客に交付する際には、当該事項の説明をしなければならない。指定ADR機関がない場合は、契約締結前交付書面に苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する。

Theme 6 個人情報保護法 ★

1 個人情報保護法とは

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務などを定めたもので、平成17年4月に施行された。個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いのルールを遵守することにより、プライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防止することを目的とする。実際に発生したプライバシー侵害については、同法ではなく、民法上の不法行為や刑法上の名誉毀損罪等によって図られる。

《個人情報とは》

生存する個人の情報をいい、氏名・生年月日・住所など特定の個人を識別することができる情報をいう。ただし、死者に関する情報であっても、遺産相続などにより、遺族など生存する個人に関する情報となる場合は、個人情報とみなされる。

※ メールアドレスなどでも特定の個人を識別できる場合には個人情報に該当する。

※ 顧客コードなど特定の個人を識別できない情報でも、他の情報（顧客名簿など）と照合することにより容易に識別可能であれば個人情報となる。

2 個人情報取扱事業者の義務

過去6ヵ月以内に1日でも5,000件を超える個人データ（個人情報をデータベース化したもの）を保有している場合、個人情報取扱事業者となる。同法の基本理念は、公的部門・民間部門を問わず適用されるが、公的部門（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人等）は個人情報取扱事業者から除外されているため、義務規定は適用されない。また、報道活動、著述活動、学術研究、宗教活動、政治活動も、義務規定は適用されない。義務規定の抜粋は次のとおり。

- ・利用目的をできるだけ**特定**し、利用目的の達成のために必要な範囲内で個人情報を取り扱う。
- ・個人情報の取得は適正に行い、取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、本人に**通知**し、または公表を行う。
- ・個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
- ・個人データの安全管理を図り、従業員や委託先を監督する。
- ・原則、あらかじめ**本人の同意**を得ないで、個人データを第三者に提供しない。
- ・個人情報に対する苦情処理に努め、体制の整備に努める。

Theme 7 国外財産調書制度 ★★

1 国外財産調書制度とは

国外財産調書制度は、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する者がその保有する国外財産について申告する仕組みとして、平成24年度の税制改正において創設され、平成26年1月から施行されている。

2 国外財産調書の提出義務者

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する居住者（「非永住者」を除く）は、その財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに住所地等の所轄税務署に提出しなければならない。

※ 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間が5年以下である者をいう。

3 国外財産

「国外財産」とは、国外にある財産をいうこととされ、現金や預金、有価証券、動産などに加えて、不動産も国外財産調書の対象となる。「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行う。外国株式や外国債券は国外財産に該当するが、金融商品取引業者等の国内にある営業所等の口座で管理されているものは、国外財産調書の対象外である。

（例）

- ① 「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
- ② 「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ③ 「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◆第3章 関連法規◆

有価証券等に係る所在の判定の取扱いを整理すると以下のとおりである。

	国内有価証券等	外国有価証券等
国内金融機関の口座で管理	調書の対象外	調書の対象外
国外金融機関の口座で管理	調書の対象	調書の対象
上記以外	調書の対象外	調書の対象

4 国外財産の価額

その年の12月31日における時価または時価に準ずるものとして見積価額によることとされている。また、邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場によることとされている。

5 措置および罰則

国外財産調書制度においては、適正な提出を促すために次のような措置および罰則が設けられている。

イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額される。

ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含む）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除く）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重される。

ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に虚偽の記載をして提出した場合または国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされている。

確認問題

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 金融商品販売法の適用対象商品には、金融派生商品（デリバティブ取引）、国内商品先物取引は含まれる。
- () (2) 消費者契約法により保護される者は事業の契約者を除く個人であるのに対し、金融商品販売法により保護される者は個人および事業者（特定投資家を除く）である。
- () (3) 金融商品販売法では、顧客が重要事項について説明を要しない旨の意思を表明した場合、販売業者には重要事項の説明義務は適用されない。
- () (4) 犯罪収益移転防止法では、個人の顧客が他の個人を取引代理人として取引口座を開設する場合には、当該代理人の本人特定事項の確認も行う。
- () (5) 金融ADR制度では、指定紛争解決機関は、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができるが、それに応じるかどうかは金融商品取引業者等の判断に委ねられている。
- () (6) 国外財産調査制度では、発行法人の本店が国外である株式や債券は国外財産に該当するが、金融商品取引業者等の国内にある営業所等の口座で管理されているものは、国外財産調書の対象外である。

確認問題（解答）

- (1) × 国内商品先物取引は対象ではない。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 指定紛争解決機関は、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができ、金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- (6) ○ 正しい記述である。